

別紙

令和 6 年度空き家 DIY 普及促進業務 仕様書（企画提案用）

1 業務名

令和 6 年度空き家 DIY 普及促進業務

2 業務の目的

近年、住環境の向上への関心により、空き家の利活用が注目されている中、空き家の手入れ、補修、改善等を自らの手で行うセルフリノベーション（以下、DIY とする）が普及している。しかし、DIY を実際に行う際に、「DIY でどこまで補修や修繕が可能なのか」「実際の費用はどのくらいかかるのか」等、様々な疑問が生じている。

そこで、住宅供給公社(以下、公社とする)では、DIY の基本的な知識や手法、さらに、実際にどのような空き家が DIY によってどのように生まれ変わったのか等、事例を用いて紹介する DIY 初心者のための冊子を作成し、DIY の普及拡大と空き家の利活用促進を図る。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 28 日（金）まで

4 業務委託料上限額

金 1,700,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務概要

受託者は、上記 2 の目的を達成するため、以下に掲げる内容を含む業務を企画提案し、実施すること。

(1) DIY で改修した空き家の事例紹介(5 事例以上)

ア. 事例紹介の 5 事例以上のうち、令和元年～5 年度に行った「移住・省エネ・DIY」空き家利活用体験講習会で使用した物件を全ていれること。

イ. 空き家の活用方法や所有者のコメント等について記載すること

(2) DIY のはじめかたについて

ア. DIY 初心者が施工可能な部分について記載すること

イ. DIY に必要な材料や工具の使い方について記載すること

ウ. DIY 初心者が空き家を DIY するときの注意点について記載すること

エ. その他、必要と認められる事項

(3) その他

上記以外に、本県において DIY 普及促進業務につながる取組について、十分に検討・企画提案・実施すること。

6 成果物の納入

(1) 業務完了報告書 電子データ（電磁的記録媒体は任意）

※業務実績報告書（活動記録等）を含む。

※当センターが必要に応じ、複写・修正できるよう、パワーポイントやワード等で作成すること。

(2) その他 当センターが業務の確認に必要と認める書類及び写真等

(3) 納入場所 「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター

〒771-0134 徳島県徳島市川内町平石住吉 209-5

電 話 088-666-3124

ファクシ 088-666-3126

7 特記事項

(1) 業務内容等は、公社及び連携先等と十分協議しながら進めること。

(2) 業務の実施に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、公社がその損害を当センターの責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は公社もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。

(3) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果物及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、公社の許可を得た場合はこの限りではない。

(4) 成果物に係る著作権の処理を済ませたものの所有権は、全て公社に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、全て公社に帰属する。さらに、著作者人格権については、これを公使しないこと。

(5) 成果物の著作権その他全ての権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。また、著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。

- (6) その他、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (7) 公社が行う成果物の二次使用・再編集等について、公社の判断で行うことができるものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて公社と協議の上、決定する。